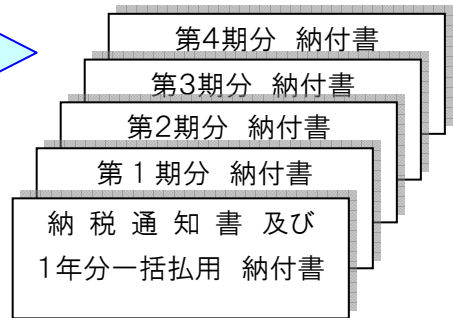


固定資産税（23区内）納付書Q & A



Q 納付書が何枚も入っていますが、
どれを使えばいいのですか？

A 納付書の右端に赤で **1年分一括払用** または
〇期分納期限 〇月〇日 と印刷されております。
全期分をまとめて納付する場合は **1年分一括払用** を、
各期分を納付する場合は **〇期分納期限 〇月〇日** と印刷された
納付書を金融機関等の窓口へお持ちください。

Q 1年分一括払用納付書はいつまでに納めればよいのか？

A 1年分一括払用の納付書は、第1期分から第4期分までの税額をまとめてお納めいただくための納付書です。

当該納付書には納期限の記載はありませんが、第1期納期限を過ぎた場合でも、納付書の使用自体は可能です。

ただし、第1期納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金が発生する場合がありますので、1年分一括払用納付書をご使用の場合は、第1期納期限までに納付をお願いします。

Q 納期限を過ぎてしまった税金は、どこで払えばよいのか？

A 納期限を過ぎてしまっても、納付書をお持ちでしたら金融機関、郵便局、指定のコンビニエンスストア等において納付することができます。
なお、延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。

Q 納付書をなくしてしまったが、納税するにはどうしたらよいのか？

A 都税事務所等で納付書の再発行ができます。資産が所在する区の都税事務所にお問い合わせください。

その他、都税の納付については[こちら](#)をご覧ください。